

(例規 2 1)

陸幕人計第 2 5 0 号
2 2 . 4 . 1 6

改正 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官
各方面總監
各部隊長
各機関の長
殿

陸上幕僚長

対空警戒対処等手当の運用について（通達）

防衛省訓令の制定について（通達）（防官文第 4 1 8 5 号）の制定による防衛省職員給与施行細則（昭和 3 0 年防衛庁訓令第 5 2 号）の一部改正に伴い、対空警戒対処等手当の支給対象業務は下記のとおりとするので、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用されたい。

記

防衛省職員給与施行細則第 2 7 条の 6 第 1 項第 2 号中「屋外で行う警戒及び出入者の監視等に関する業務」は、次の各号に掲げる業務とする。ただし、高射部隊（自衛隊法第 8 2 条の 3 の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるべき旨を命ぜられた航空自衛隊の高射群及び高射教導隊をいう。）が展開した区域に常駐し又は活動の拠点として継続的に業務に従事（休憩時間を含む。）している場合に限る。

- (1) 警備（立証・巡察・検問等）
- (2) 通信施設の構成・運営・点検・補修
- (3) 防護施設及び機動路の構築・点検・補修
- (4) 装備品等の整備及び管理支援（給油・給食・給水・入浴支援等）